

# 愛媛県建設業審議会

## 議事録



## 愛媛県建設業審議会議事録

- 1 開催日時 令和8年3月10日(火) 14:00～
- 2 開催場所 愛媛県庁第一別館3階 第3・第5会議室
- 3 出席委員 別紙のとおり 計13名
- 4 諮問案件 別紙のとおり
- 5 議事

事務局: ただ今から、愛媛県建設業審議会を開会いたします。  
開会に当たりまして、土木部長より御挨拶を申し上げます。

土木部長: (土木部長あいさつ)

事務局: それでは、本日お集まりの委員の皆様方を御紹介させていただきます。お手元の委員名簿を御覧いただきたいと存じます。  
まず、学識経験者として就任いただいている委員を御紹介いたします。

松山大学経営学部教授の東淵委員でございます。

続きまして、愛媛大学大学院理工学研究科准教授の郡司島委員でございます。

続きまして、一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構 常務理事の大内委員でございます。

続きまして、社会保険労務士の新木本委員でございます。

次に、建設工事の需要者として就任いただいている委員を御紹介いたします。

西日本高速道路株式会社 四国支社 愛媛高速道路事務所長の数藤委員でございます。

続きまして、愛媛県商工会議所 女性会連合会 会長の楠岡委員でございます。

事務局：　　続きまして、愛媛県男女共同参画センター館長で、公益財団法人えひめ女性財団　常務理事の仙波委員でございます。

次に、建設業者として就任いただいている委員を御紹介いたします。

一般社団法人　愛媛県建設業協会　会長の浅田委員でございます。

続きまして、株式会社藤田組　代表取締役の藤田委員でございます。

続きまして、愛媛県建設産業団体連合会　会長の西岡委員でございます。

続きまして、一般社団法人　愛媛県建設業協会　建築部会長の松山委員でございます。

最後に、国の関係各庁から就任いただいている委員を御紹介いたします。国土交通省　四国地方整備局　松山河川国道事務所長の藪島委員の代理として、本日は、中塚副所長様に御出席いただいております。

続きまして、愛媛県労働局　雇用環境・均等室長の和田委員　でございます。

なお、愛媛県町村会長の高門委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

以上で、委員の御紹介を終わらせていただきます。

ここで、当審議会の定足数等について御報告させていただきます。本日は、委員 14 名のうち、13 名の出席をいただいておりますことから、愛媛県建設業審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づく定足数(委員の 1/2 以上)に達しております。

また、同条第 3 項における「各分野別の出席者数が総数の 1/2 を超えない」という規定も満たしており、本会が成立することを御報告申し上げます。

それでは、本日の会議は委員の改選後、初めての審議会となりますので、会長及び会長職務代理者の選出をお願いしたいと存じます。

- 事務局： まず、会長の選出を行います。  
愛媛県建設業審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験者の委員のうちから互選により選出することとなっております。  
どなたか、御推薦いただけますでしょうか。
- 大内委員： 会長に東淵委員を推薦いたします。東淵委員は、多くの県の審議会の委員を務められているほかに、これまで本審議会の会長として御尽力されており、また土木行政にも精通されていらっしゃるのので、会長として、最適任の方だと思います。
- 事務局： ありがとうございます。  
ただ今、大内委員から東淵委員を会長にと御推薦がありましたが、皆様、いかがでしょうか。
- 委員全員： (異議なし)
- 事務局： ありがとうございました。それでは皆様の御了解をいただきましたので、東淵委員、どうぞよろしく願いいたします。  
会長席の方へ移動をお願いいたします。  
  
それでは、会長から一言御挨拶をお願いします。
- 東淵会長： (会長あいさつ)
- 事務局： ありがとうございます。それでは条例第4条第2項の規定により、これからの議事進行については、東淵会長にお願いしたいと存じます。東淵会長、議事進行につきましてよろしく願いいたします。
- 東淵会長： それでは皆様、議事の進行に御協力をお願いいたします。  
まず、本審議会の会長職務代理者を選出したいと思っております。  
条例第4条第3項の規定により、会長職務代理者は、学識経験者の委員の中から選出することとなっておりますので、私から郡司島委員を推薦したいと思っております。  
郡司島委員は、建設産業の現状にも詳しく、優れた見識と経

験を有しておられますので、会長職務代理者として最適任の方  
だと思えます。

委員の皆様、いかがでしょうか。

委員 全 員： (異議なし)

東 淵 会 長： 異議なしと認めます。

それでは、郡司島委員に会長職務代理者をお願いすることと  
いたします。よろしく申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、本日の議事録署名人を指名  
したいと存じます。議事録署名人に和田委員を指名いたしたい  
と存じますが、委員の皆様御異議ございませんか。

委員 全 員： (異議なし)

東 淵 会 長： 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名人を和田  
委員に申し上げます。

諮問案件の審議に入ります前に傍聴人の方々に申し上げます。  
お手元に配布の傍聴要領に基づき、傍聴人の方々は、可否  
を表明するなど議事の妨害となるような行為をすることは禁  
じられておりますので、静粛に傍聴いただきますよう、御協力  
をお願いします。

東 淵 会 長： それでは、早速、諮問案件の審議に入りたいと思います。

本日の諮問案件は、

「低価格入札者に対する排除措置等の見直し」

でございます。

では、入札・契約制度を所管する行政経営課から、説明をお  
願いたします。

行政経営課： それでは、諮問案件であります「低価格入札者に対する排除  
措置等の見直し」について御説明いたします。

資料の5ページをお開きください。

現状の説明ですが、今回の見直しの前提となります本県にお

行政経営課： けるこれまでの低入札対策について説明いたします。

本県では、基本的な低入札対策としまして、総合評価落札方式においては低入札価格調査制度、価格競争におきましては最低制限価格制度を採用しております。

低入札価格調査制度におきましては、調査基準価格を設けておりまして、調査基準価格を下回った入札については、当該業者に計数的な根拠資料の提出を求めたうえで厳正な調査を実施し、工事の品質低下や下請へのしわ寄せ等が懸念される場合は落札者としなないこととしております。

最低制限価格制度におきましては、最低制限価格を設けておりまして、この価格を下回った入札については、当該入札を即失格としております。

なお、調査基準価格、最低制限価格ともに、国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会が示しているモデルに準拠した算出方法としております。

また、低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行が可能であると判断し契約した場合におきましても、履行保証割合の引上げ（1割→3割）や、前金払支払割合の引下げ（4割→2割）を行うとともに、技術者の増員配置等を全ての低入札工事で求めております。

このような低入札対策に加え、低価格入札者に対する排除措置を設けた経緯を説明いたします。

本制度は、平成22年度に土木部発注工事において試行的に導入し、平成23年度から全部局において導入しております。

導入した当時の背景ですが、公共工事の減少や景気の低迷から、建設業界における経営環境は悪化を続け、受注のための価格競争の激化から、本県発注の建設工事においても、低入札が大幅に増加しておりました。

具体的に申しますと、平成20年度に165件、21年度に285件、22年度に266件の低入札が発生しており、発生率は、平成20年度が5.55%、21年度が8.74%、22年度が8.58%となっております。

低入札での受注は、労務費や下請、資材業者等へのしわ寄せによる品質の低下が懸念されるだけでなく、継続的な企業活動に必要な最低限の利益さえも確保できないおそれがあります。

行政経営課： 特に、一部の業者においては、受注のため調査基準価格又は最低制限価格ぎりぎりを狙った結果、最低限の利益も確保できないような入札を繰り返しており、従来は適正な見積りで積算していた業者までも受注確保のために低価格入札に巻き込まれている状況でした。

このような状況から、県としては、安易な低入札を防止する措置が必要と判断したことから、低入札による入札そのものを抑制する方法として制度を導入したところです。

資料の3ページにお戻りください。

排除措置制度の内容としましては、全ての入札において調査基準価格及び最低制限価格を下回る応札を行った業者について、文書により注意喚起を行います。また、各四半期末を基準日としまして、年度内の基準日までに2回以上低入札を行った業者につきましては、基準日の翌々月から3か月、回数に応じて最長6か月、競争入札から排除を行うというものです。

本制度の導入の結果、低入札発生件数は大幅に低下し、直近ですと、令和6年度は50件の低入札が発生し、発生率は2.48%となっております。

そうした中、昨年度、本審議会でご審議いただき了承を得ましたとおり、調査基準価格と最低制限価格の算出に当たりランダム係数を導入し、開札時までの間、調査基準価格（最低制限価格）を誰も知り得ない仕組みを構築することによって、入札の透明性や公正性の確保を図ったところですが、導入後の調査基準価格（最低制限価格）は、従来のその価格に、1.000から最大1.005であるランダム係数値を乗じて算出するため、導入前に比べ、調査基準価格（最低制限価格）がランダム係数分のみ上昇しております。

そこで改善案として、資料の4ページをお開きください。

県としては、低入札を許さないという厳しいスタンスで対応するため、排除措置の対象ラインを、ランダム係数を乗じたあとの金額、つまり、調査基準価格または最低制限価格を下回った入札としておりました。

しかし、ランダム係数の影響による低入札を排除措置の対象とするのは厳しい措置ではないかとの意見があり、このことについて検討したところ、

行政経営課： ・適正な施工が確保されると考えられる最低水準は、あくまで調査基準基本価格であること  
・調査基準基本価格から調査基準基本価格に 1.005 を乗じた範囲（いわゆるランダム係数影響範囲）内での落札は、偶発性によるところが大きいこと

から、ランダム係数の影響の範囲内で低入札となった者に対し、当該工事を受注できない上に、後の入札における排除措置にもカウントするのはペナルティが過大ではないかとの結論に至りました。

こうした状況を是正するため、今後も安易な低入札には厳しく対応するスタンスは堅持してまいります。令和 8 年度から、排除措置の対象を調査基準基本価格未満の応札に見直すことといたしたいと考えております。

また、これまで、調査基準基本価格、最低制限基本価格とランダム係数値を非公表としておりましたが、今回の排除措置の対象の見直しに伴い、事後公表することとしたいと考えております。

今回の見直しについては、排除措置の対象と調査基準基本価格・最低制限基本価格の事後公表については令和 8 年 4 月以降に開札を行う工事からの適用、ランダム係数値の事後公表については関連システムの改修後を予定しております。

御審議の程、よろしく願いいたします。

東 淵 会 長： 諮問案件について、質疑・意見交換に移りたいと思います。建設業者側の委員の皆様から御意見を願います。

浅 田 委 員： 今回の低入札排除措置の対象の見直しについては、建設業協会の会員からの意見でも、かなり喜ばしいことであるので、非常にありがたいことだと思っております。

藤 田 委 員： 業者として喜ばしいことで、他の業者からも好意的な意見があります。

西 岡 委 員： この見直しで入札に関する価格の漏えいはなくなると思いますので公平性の観点からも賛成ですが、今回の改正で排除措置から外れる範囲の低価格で入札をする人は増えるのではな

- 西岡委員： いかと思います。  
今までは調査基準価格を下回る低価格入札を複数回すると、3か月の入札排除措置になっていたけれども、今回の改正によって、入札しやすくなると思います。
- 東淵会長： 西岡委員としては、この案自体には全体として見たときには、御賛成でしょうか。
- 西岡委員： 勿論、我々業者は全員賛成です。
- 松山委員： 入札制度自体を精査されて、より緻密に取り扱われるということで、改善につながっていると思いますので、私も賛成でございます。
- 東淵会長： これまで建設業者の委員の皆様から、御意見を伺いました。続きまして、需要者側である委員の方から、御意見を伺います。
- 数藤委員： 弊社では、契約価格の適正化制度というものを運用して品質確保と適正な価格水準を確保しておりまして、今回の見直しにつきましては、弊社と同じような趣旨での制度の改善というふうに受けとめておりますので、見直しについては妥当だと考えております。
- 楠岡委員： どの業界も人手不足や、賃金が安いということで、色々な問題を抱えておりますので、建設業に携わっている方達が賛成だということであれば、見直すべきだと思います。
- 仙波委員： 適切な入札を維持しつつ、事業者の方々の負担軽減につながるものということで、賛同いたします。
- 東淵会長： 続きまして、国の官庁側から、御意見を伺います。
- 中塚代理： 国では、ランダム係数というものがございません。  
このランダム係数で調査基準価格が決定されているということですが、各業者が正確に算定した価格に対して、偶発的なランダム係数によって、いくらかの金額が足されるということ

中塚代理： であるので、そこに対して入札排除措置を行うのは少し厳しいと理解しますので、今回の変更については、良いのではないかと考えます。

和田委員： 事業者の方が皆さん賛同されておりますので、良い方向に向かっていないのではないかと考えております。

東淵会長： 建設業者、事業者、国の官庁の委員から御意見をいただきました。  
学識経験者の委員の皆様から御意見をいただければと思います。

郡司島委員： ランダム係数がかなり偶然に支配される部分で、そこで入札が決まってしまうところもあり、そこでのペナルティは、制度的にもあまり適当ではないのではないかと思いますので、今回、良い方向に改善がきちんとなされたのではないかと思います。

大内委員： 皆様方の様々なお立場からの御意見を拝聴しまして、私も賛同させていただきます。

新木本委員： 昨今の物価高や人件費の向上、週休2日制など取り入れられて、工期も延びているということで、やはりそれなりの価格がないと、従業員への給料などを確保できないと思いますので、適正な価格で公平性が確保できるというのであれば、賛同いたします。

東淵会長： 皆様方の御意見を伺いますと、やはりこのランダム係数によって、次の入札で不利な扱いになってしまうというのは、若干合理性に欠けるという意見で、今回の見直しに関しましては、制度をより良くするという意味で、御賛成ということであったかと思えます。

1点、西岡委員の方から低入札が増えるという御指摘がありましたけれども、今回の制度改正によってどのような影響が起きてくるかということに関して、事務局の考えを御報告いただきたいと思えます。

行政経営課： ランダム係数導入に伴いまして、低価格ぎりぎりでの入札が、少し金額の高い方向にシフトしております。

今回の措置によって、また若干低価格の方に向かうという可能性はあると推測しております。

ただ、全体としては、低価格に近い入札の集団と、もう一つ予定価格に近い、高めの価格の集団がございまして、その傾向が大きく変わることはないと思います。

入札の傾向を見ながら、より良い制度に向けて、柔軟に見直しはしていきたいと思いますが、しばらくは傾向を見させていたいただきたいと思っております。

東 淵 会 長： 西岡委員の御指摘に対する事務局からの説明でしたが、西岡委員としてはそれに関して何か、さらに御発言等はございませんでしょうか。

西 岡 委 員： 今回の見直しで我々は相当助かります。

東 淵 会 長： 事務局の方からの説明でも、今回の制度改正による影響で低入札が増えるのではないかという予測が示されたわけですが、それほどの影響はないと、この制度改正によって、より健全な経営ができるようになっていくと説明いただきましたので、私といたしましても、メリット・デメリットを比較して、メリットが大きいと判断をいたします。

その他に御意見もございませんようですので、本審議会に諮問されました、「低価格入札者に対する排除措置等の見直し」について、事務局の原案通り承認することによろしいでしょうか。

委 員 全 員： (異議なし)

東 淵 会 長： 全員賛成と認めます。  
当審議会から知事への答申に関しましては、私に一任させていただくことによろしいでしょうか。

委 員 全 員： (異議なし)

東 瀨 会 長： ありがとうございます。それでは私の方で答申をいたしたい  
と思ひます。

続ひまして、報告案件に移ります。

報告案件は、

1. 入札・契約制度の特例措置〔入札不調対策〕の続ひ
  2. 入札・契約に係る電子化の取組み
- の2項目です。

質疑応答につひましては、報告案件の説明後にまとめて行ひたい  
と考えておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、報告案件について、行政経営課から説明をお願い  
します。

行政経営課： それでは、報告案件2件について続ひて御説明します。

資料の7ページをお開きください。「入札・契約制度の特例  
措置〔入札不調対策〕の続ひ」でございます。

この特例措置につひましては、入札不調対策として、平成  
25年2月から実施しており、毎年、発注状況を確認しながら、  
見直し、続ひしてきたところ です。

具体的な特例措置の内容については、次の8ページに記載し  
ておりますとおり、大きく分けて、

- (1) 主任技術者の兼任要件の緩和
- (2) 現場代理人に係る緩和
- (3) 入札者数の取扱いの緩和
- (4) 相指名業者への下請制限の緩和

の4つの措置を講じております。

7ページにお戻りいただきまして、現状といたしましては、  
ページ中ほどの「入札不調の状況」の表にありますとおり、12  
月末時点での入札不調率は、昨年度の同時期と比較して、やや  
低い水準で推移しているものの、技術者不足による入札不調が  
引き続き懸念される状況でございますことに加えて、国の令和  
7年度第1次補正予算を皮切りに実施されている「第1次国土  
強靱化実施中期計画」として、令和8年度も相当程度の額が引  
き続き予算計上されることが見込まれます。

このことから、現在の特例措置について、引き続き令和8年  
度も適用することといたしました。

行政経営課：　　続きまして、資料の9ページをお開きください。「入札・契約にかかる電子化の取組み」でございます。

本県では、入札・契約において県・事業者双方の事務負担軽減の観点から手続きの電子化を進めております。

一つ目は、電子契約の導入でございます。電子契約の導入によりまして、受注者は収入印紙代が不要となるほか、契約手続期間の短縮が期待されます。なお、電子契約を利用するかどうかは事業者の意向によりますので、従来通り、紙ベースでの契約にも対応しております。

二つ目は、格付け申請における納税証明書の添付省略でございます。格付け申請において、県税の未納がない旨の証明書の添付を求めており、これまでは、申請者にて税務の窓口で証明書を取得いただき、格付け申請窓口に提出いただいておりましたが、県の電子申請システムであります「手のひら県庁」を利用しまして、税務窓口での証明書申請手続きを省略することで、事業者の負担軽減につなげております。

三つ目は、公告における閲覧用設計書の廃止でございます。各発注機関において、設計図書を閲覧に供しておりましたが、入札情報公開システムの利用が浸透したことから、令和8年4月から廃止させていただくことにしました。閲覧用設計図書の作成には、一定程度時間を要しておりましたことから職員の負担軽減につながると考えております。

最後は、令和9・10年度格付け申請の電子化でございます。今年度から新たに稼働しました新システムを活用し、格付け申請を電子化することで、県・事業者双方の事務効率化を図ってまいります。こちらの詳細につきましては、来年度以降公表させていただきます。

以上で報告を終わります。

東 淵 会 長：　　ありがとうございました。

ただいまの報告に関しまして、御質問、御意見等がもしございましたら、お願いいたします。

委 員 全 員：　　(質問等なし)

東 洩 会 長： それでは特に御質問、御意見等ないものと認めます。  
 以上で報告事項を終了とさせていただきます。  
 それでは、本日予定されていた議事は全て終了いたしました。  
 委員の皆様には、長時間にわたり、御熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。  
 進行を事務局にお返しします。

事 務 局： 東洩会長、どうもありがとうございました。  
  
 以上をもちまして「愛媛県建設業審議会」を閉会いたします。  
 委員の皆様、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

## 愛媛県建設業審議会 出欠名簿

区 分	氏 名	現 職	出欠	備考
学識経験者 (4名)	東淵 則之	松山大学経営学部教授	出	会長
	郡司島 宏美	愛媛大学大学院理工学研究科准教授	出	会長職務代理者
	大内 由美	(一社)えひめ若年人材育成推進機構 常務理事	出	
	新木本 恵美	社会保険労務士	出	
建設工事の 需 要 者 (4名)	高門 清彦	愛媛県町村会長	欠	
	数藤 宏治	西日本高速道路(株)四国支社 愛媛高速道路事務所長	出	
	楠岡 由美	愛媛県商工会議所女性会連合会 会長	出	
	仙波 純子	愛媛県男女共同参画センター館長 公益財団法人えひめ女性財団 常務理事	出	
建設業者 (4名)	浅田 春雄	(一社)愛媛県建設業協会 会長	出	
	藤田 由美	(株)藤田組 代表取締役	出	
	西岡 義則	愛媛県建設産業団体連合会 会長	出	
	松山 清	(一社)愛媛県建設業協会 建築部会長	出	
関係各庁 (2名)	藪島 洋伸	国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所長	出	代理 中塚 光 副所長
	和田 雅裕	愛媛労働局 雇用環境・均等室長	出	
計	14名			出席13名

## 令和8年度入札・契約制度改善について

### 1 低価格入札者に対する排除措置等の見直し

「愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱」における「低入札」の定義を調査基準基本価格未満または最低制限基本価格未満に改正し、同要綱の排除措置の対象とする入札を見直すこと。

また、調査基準基本価格、最低制限基本価格及びランダム係数値を非公表から事後公表に見直すこと。